

# 令和8年度 「大沼小学校いじめ防止基本方針」



令和8年4月改訂  
日立市立大沼小学校



いじめの種を食べちゃう  
「たねたべるZ」

# 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針について

## (1) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

児童の尊厳保持のために、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に関し、「大沼小学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

## (2) いじめの禁止

いじめ防止対策推進法第4条「児童等は、いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

## (3) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。

- ①いじめはどの児童にも起こりうる。また、いじめはどの児童も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に児童の行動を把握する。
- ②何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示することによって、児童と教職員がいじめとは何かについて常に意識する。
- ③いじめの未然防止のために、心の通う対人交流の素地を養いながら、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ④いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
- ⑤いじめの報告を受けた場合、特定の職員で抱え込まず、組織的に被害児童を守り、加害児童に毅然とした態度で指導する。

## (4) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ①未然防止への取組の徹底
- ②早期発見への取組の徹底
- ③早期解消への取組の徹底
- ④関係機関との連携の徹底
- ⑤教職員研修の充実の徹底

# 2 いじめの定義について

## (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## (2) 具体的な「いじめ」の態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### 3 「大沼小学校いじめ問題対策チーム会議」の設置について

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ問題対策チーム会議」を設置する。

- (1) チーム会議は次の者で構成する。
  - 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学級担任、人権主任、養護教諭、S C、教育相談員、特別支援教育コーディネーター、その他校長が必要と認める者。
- (2) 上記の構成員の他、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。
- (3) 校長はチーム会議を総理し、チーム会議を代表する。
- (4) チーム会議は次に上げる事務を所掌する。
  - ①大沼小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
  - ②いじめの未然防止や早期発見に関すること。
  - ③いじめ問題の確認とその対応に関すること。
  - ④いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
  - ⑤いじめの相談窓口として相談を受けること。
  - ⑥教職員研修の企画、立案に関すること。
  - ⑦児童向けの研修や情報モラル教育に関すること。
- (5) チーム会議は校長が招集する。
- (6) チーム会議は次の区分で招集する。
  - 学期1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会として招集する。
- (7) その他、チーム会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

### 4 いじめの防止等に関する措置について

- (1) 未然防止
  - いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
    - ①教科、学級活動
      - 授業、学級活動や学級経営においては、児童が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて決めて行動する能力）を高め、いじめに向かわない態度や能力を育成する。また、自他の意見に相違があっても、お互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響をあたえるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
      - ア 授業においては、言語活動を定期的かつ効果的に取り入れ、児童同士のコミュニケーション活動を通して、児童の自己有用感（他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）や共感的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培い、自己指導能力を高める。
      - イ 学級での話し合い活動や体験活動等を、児童が主体的に取り組めるように工夫するこ

とによって、児童同士が絆を深め、かつ社会性を育む。また、児童が協力して行う活動を工夫し、いじめの起こりにくい学級経営を行うことによって、学級を児童が安心して何でも話し合える居場所にする。

ウ 障害への理解を深めるための指導や相互の違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、全ての児童が安心して過ごせる居場所にする。

### ②委員会活動、縦割り集団活動、学校行事

いじめに向かわない児童を育成するため、委員会活動、縦割り集団活動や学校行事の中で全ての児童が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童から認められる体験をもつことによって、自己有用感を高める。また、体験活動やボランティア活動を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

ア 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で児童が他者のための奉仕活動等や異年齢の児童と関わる経験を積むことにより、コミュニケーション能力や人間関係調整力の向上を図るとともに、自己有用感を高める。

イ 学校行事等を児童が自ら考え取り組めるように工夫し、委員会活動や縦割り集団活動などを活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動することを通して共感的な人間関係を形成し、いじめに向かわない人格づくりをする。

### ③個別面談と教育相談体制の整備

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。また、定期的に行う児童との個別面談の時も、自分自身だけでなく、他の児童がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、SCや教育相談員等を活用して、教育相談体制を整える。

### ④児童の主体的な活動への支援

いじめを受けている児童が一人で抱え込むことなく、友達に悩みを打ち明けることができるよう、お互いに認め合い、支え合う主体的な活動を支援する。

### ⑤情報モラル教育の推進

インターネットを通して行われるいじめは発見しにくいいため、児童が回答する毎月の「生活アンケート」や日常の児童の生活から情報を収集する。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

## (2) 早期発見

教職員は、いじめはどの児童にも、学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に些細な兆候であってもいじめではないかと疑われる場合は、早い段階から児童に対して声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

※日常の観察で気になる児童の様子例

ア 遅刻、早退が多い。また、休みがちで欠席の理由を明確に言わない。

イ 朝の出席確認で、いつもより元気がない、返事をしない。

ウ 一人でいることが多くなり、登下校や休み時間がつらそうになる。

エ 身体の不調を訴える。また、保健室やトイレに行く回数が多い。

オ 発言や態度に異常なほど周囲への気遣いが見られる。等

### ①月1回の「生活アンケート」調査

「生活アンケート」調査を毎月実施し、いじめの早期発見を図る。「生活アンケート」には学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめも記入させる。また、

自分や自分の身の周りで起きているいじめやインターネット等でのトラブルやいじめについても記入させる。その際、いじめや疑わしい状況等があればすぐに対応する。

#### ②保護者との連携

学校での児童の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも児童の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえような関係づくりをする。また、年間2回保護者に学校評価の中でアンケートを行い、いじめ指導に対しての理解を得ていく。さらに、家庭と連携して児童を守り、健やかな成長を支援していく。

#### ③相談窓口の周知

いじめの相談窓口については、保健室や相談室の利用とともに、電話やメールによる相談窓口、いじめ・体罰解消サポートセンター等の紹介など、複数の相談窓口を児童や保護者へ周知する。また、SCや教育相談員の相談窓口を児童や保護者へ周知する。

### (3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに「いじめ問題対策チーム会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該のいじめに対して組織的に対応する。

#### ①被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに家庭でのケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

#### ②実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を日立市教育委員会に報告する。

#### ③加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導するとともにしっかりと寄り添い、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

#### ④インターネットを通して行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。インターネット上に児童を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトするなどして内容を保全し、それをもとに書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて警察や法務局等の協力を求める。

※わいせつ画像等の事案に関しては、直ちに警察に通報・相談を行い、連携して対応する。

#### ⑤重大事態の調査と報告

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったのか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。その調査結果については、日立市教育委員会へ報告する。市長が再調査を行う必要がある

と認めた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

## 5 関係機関等との連携について

いじめ問題への対応については、学校や日立市教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

### (1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において「茨城県いじめ防止基本方針（H26.3 茨城県）」の「IV 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

### (2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員、児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて協力を得ながら対応する。

### (3) 関係機関

学校だけでは問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。なお、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

### (4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体の責任者と連携して対応する。

### (5) その他

いじめに関する児童が複数の学校に及ぶ場合、関係する学校と連携協力していじめ問題に対応する。

## 6 教職員研修について

いじめ問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

### (1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実践し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得及び向上を図る。

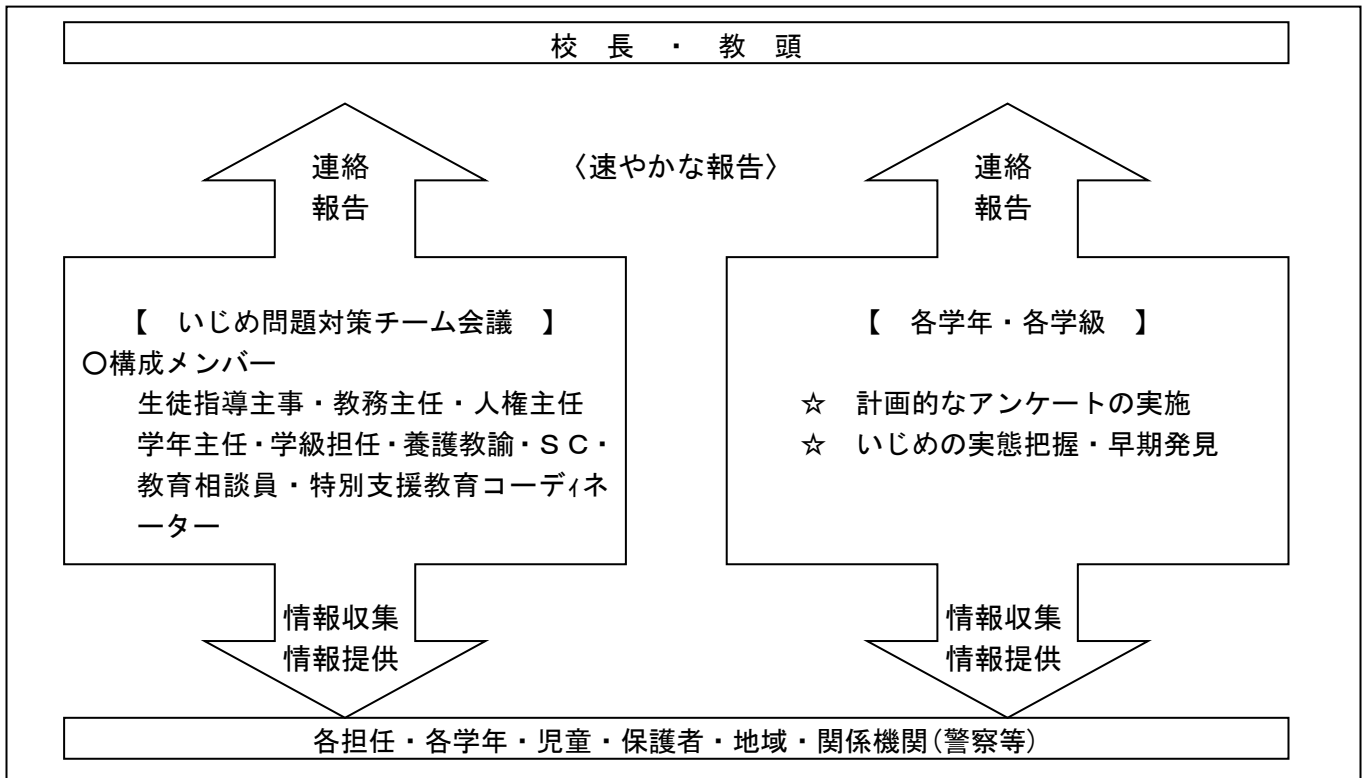
### (2) 事例研修

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて同種のいじめの再発を防止する。

### (3) 情報モラル教育のための研修

インターネットを通して行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

## 7 いじめ防止体制について(平常時)



## 8 いじめ問題重大事態への対応について

児童がいじめにより、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、いじめ防止対策推進法等に基づく次の対応を行う。

- (1) **発生報告**  
重大事態が発生した旨を、日立市教育委員会及び茨城県教育委員会に報告する。
- (2) **実態把握**  
速やかに当該事案に対応するため、「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」に基づきいじめ問題対策チーム会議を設置し、事実関係を把握する。
- (3) **被害者対応**  
いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。
- (4) **加害者対応**  
いじめの加害者に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。
- (5) **調査結果報告**  
調査結果については、日立市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適時、適切な方法で提供する。
- (6) **解消と再発防止、同種事態の発生防止**  
いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や適切な指導を行うとともに、継続的に見守り、再発の防止をする。

# 9 いじめ問題への対処体制について

